

## (2014.2) 確定申告は忘れずに行いましょう

今年も確定申告の季節になりました。払いすぎた税金が戻ってくるかもしれません。確定申告を忘れずに。

### 医療費控除

医療費控除は医療機関への支払いが「10万円」以上ないと受けられないと思っている人が多いのではないのでしょうか。10万円以下でも所得が200万円(年金額320万円)未満の人は、医療費が所得の5%を超えていれば控除ができます。

例えば65歳以上で収入金額合計が200万円の人で計算してみます。

収入金額が200万円では所得金額が80万円(200万円ひく120万円『公的年金等控除』)となります。この所得金額の5%は4万円になり、4万円以上の医療費を払った人は控除を受けることができます。

一年間に支払った医療費合計額が9万円であれば、9万ひく4万で5万円の控除申告ができます。また医療費控除は、家族でまとめた申告もできます。

### 介護保険の場合

介護関係で医療費になるものは、訪問看護や通所のリハビリテーション等、医師などの指示や指導によるもので、領収書に医療費控除の対象になることが明確に示されていることが対象になります。また、通所等で通常かかる交通費も医療費控除の対象になります。

### 「住民税減免」申請には確定申告が必要

川崎市には「地方税減免」制度があります。

対象者は65歳以上で(単身者)収入が232万7600円(所得112万7600円)以下の人、扶養家族1名の人は271万9600円(所得151万9600円)以下など。

この制度があることを知らない人が多く、利用者は極めて少数の人たちです。ここ数年、年金組合の人たちがこの制度の宣伝と活用者を広めています。

年金の引き続きの削減から、高い税金と国民健康保険料などの負担が生活を圧迫しています。少しでも生活を改善するためぜひ活用することをお勧めします。

尚、所得は夫婦別々なので、条件さえ満たされればそれぞれで申請できます。

6月に今年度の「市・県民税額」が市役所より通知があります。そのあと市役所に「減免申請」を行い減免が認められれば地方税が減免またはゼロとなります。

この減免申請をするためには、3月の「確定申告」がされていることが必要となりますので今年、減免申請されようと考えの方は必ず確定申告を済ませておいてください。

### 寄付金控除

寄付金の合計が5000円を超えた場合。(定額給付金を市に寄附、政党に寄附、学校に寄附、など領収書が必要)

### 扶養控除

収入の少ない田舎の両親へ仕送りをしている人もできます「生計を一」にしていることが必要です。子供の扶養控除は高校生(16歳～18歳)38万円、19歳～22歳まで特別扶養控除親族として63万円を

控除できます。